

雫石町投票区再編について

雫石町選挙管理委員会

令和4年5月

1. はじめに

選挙は、住民が政治に参加し、主権者として自由な意思を政治に反映させることができる最も重要かつ基本的な機会です。

本町の現在の投票区は、平成元年 10 月 30 日に旧小岩井投票区を削減し、13 投票区から現在の 12 投票区へと変更されて以降、当該投票区に基づいた選挙を執行しています。30 年余の間、変更がされておらず、投票区ごとの有権者数の差が年々乖離している状況です。

こうした状況の中、町内の人口動態に対応するとともに、投票所環境等新たな選挙執行環境を整え、さらに本町の厳しい行財政運営に対応するため、投票区・投票所の見直しが必要であると判断し、検討してまいりました。

※有権者とは・・・本計画では選挙人名簿登録者又は選挙権を有する人、そのいずれも有権者として表記しています。

2. 投票区

選挙における手続きの混乱を避け、正しく選挙が行われるよう、投票を一定の区域ごとに分けて行っています。この区域を「投票区」といい、投票区ごとに投票所で投票できる有権者を選挙人名簿として整理しています。

(1) 見直しの背景

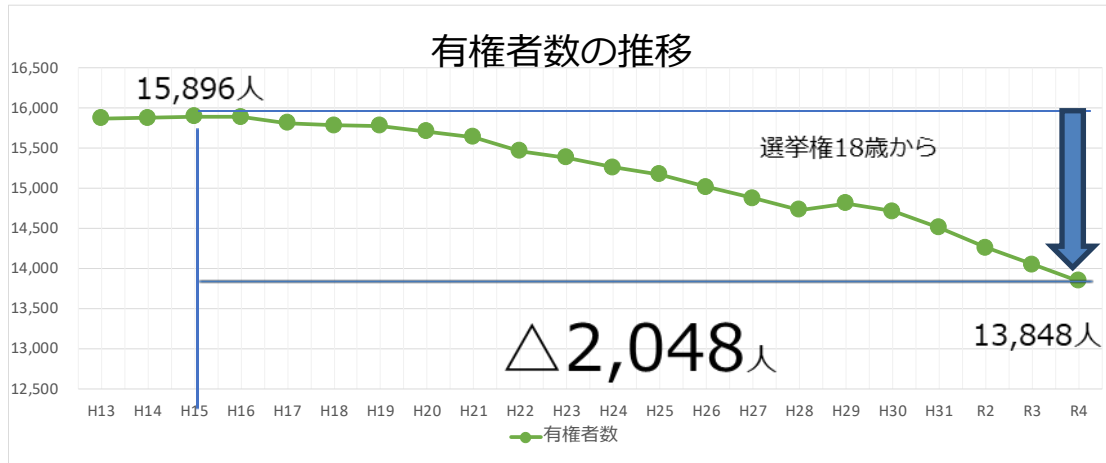
本町の有権者数は、次表のとおりであり、平成 15 年の有権者数 15,896 人をピークに、本年 3 月 1 日現在の有権者数は 13,848 人まで減少しております。

また、選挙執行面では、上記の有権者数の差及び町内の就労産業の変化に伴い、投票立会人の選定が困難な投票区が多く見られるようになり、さらに町職員の減少に伴い、事務従事者の確保が困難となっています。

財政面では、法改正により、国政選挙の国の負担基準額の引き下げに伴う委託費の減額や、町政選挙における候補者の選挙運動費用の公営拡大※による選挙費の増大など、選挙経費負担の一層の効率化が求められており、全国的にも投票区（投票所）の再編による執行経費の削減等が進められています。

※選挙運動費用の公営拡大

令和 2 年 12 月の公職選挙法改正、令和 3 年 12 月の町の条例制定に伴い、町村長及び町村議会議員選挙において、選挙運動の際に利用する車、ポスター、ビラの作成にかかる費用を公費で負担することが可能となりました。町村の選挙における立候補環境の改善のための制度となっています。



※各年 3 月 1 日の数値

(平成 28 年 7 月に選挙権が 20 歳以上から 18 歳以上に引き下げられた)

H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
15,876	15,879	15,896	15,890	15,815	15,787	15,779	15,713	15,640	15,466	15,385
H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
15,265	15,174	15,020	14,880	14,732	14,815	14,717	14,510	14,264	14,054	13,848

【参議院議員通常選挙における投票所数の推移 (全国)】

執行年月日	投票所数	前回比
H16. 7. 11	53,439	
H19. 7. 29	51,742	▲1,697 箇所
H22. 7. 11	50,314	▲1,428 箇所
H25. 7. 21	48,777	▲1,537 箇所
H28. 7. 10	47,905	▲872 箇所
R1. 7. 21	47,044	▲861 箇所

(2) 現状と課題

本町の投票区は、12 投票区であり、各投票区に 1 投票所を設けています。行政区を基本に区割りされ、投票区の規模（令和 4 年 3 月 1 日現在）は、有権者数 500 人未満の投票区 2 か所、500 人以上 1,000 人未満の投票区 5 か所、1,000 人以上 2,000 人未満の投票区 4 か所、2,000 人以上の投票区 1 か所となっています。

過去の投票区の変更は、平成元年旧第 9 区（小岩井）を廃止し、13 投票区から現在の 12 投票区体制へと移行しました。当時の有権者数や地理条件、投票所施設などを検討し設定したのですが、現在では、平成 29 年から 30 年にかけて行われた小学校の統合に伴う旧小学校の閉鎖や、新たな利活用が進む中で、投票所としての機能の維持や投票環境の確保が難しくなっている投票区が増加しています。

また、新型コロナウイルスのオミクロン株による第 6 波の感染拡大ではワクチン接種の対象とならない児童の通う、教育・保育施設でのクラスターが全国的に発生し、一時的とはいえ、普段出入りしない事務従事者や有権者の方の出入りは今後の感染症対策上からは極力避ける必要があります。

このような現状のもと、現在は投票区の規模の偏りや、各投票区における投票所施設の確保、維持が課題となっています。人口減少や有権者数の格差、地理的状况を考慮し、選挙執行環境を整えていくため、有権者の皆様の負担が過度にならないように配慮しつつ、より効率的な選挙の管理と執行経費の削減に努めていく必要があります。

3. 投票区再編の目的

前述の投票区の現状と課題を踏まえ、次の4点を目的として投票区の再編を行います。

- ①投票環境の確保が難しくなっている旧小学校に変わる新たな投票所の確保
- ②投票環境の向上
- ③投票立会人、投票事務従事者の削減
- ④選挙執行経費の削減

4. 再編基本方針と基準

選挙は、民主主義を支える基本的な仕組みであることから、投票区・投票所の見直しにあたっては、国が概ねの基準とする「道程 3 km以内、有権者 3,000 人以下」（昭和 44 年旧自治省通知）を参考とするほか、関係地域の理解を得て進めるのはもちろんのこと、人口動態や有権者の投票行動などに注意を払い、地域の実情などを考慮し、次のとおりとします。

- ①見直しの検討は、投票区及び投票所の設置位置を対象とします。
- ②投票区は、原則として同じ行政区内は同一とし、地域行政区を超えて設定しないこととします。
- ③投票区の規模は、おおむね 2,000 人程度が適正規模と考えていますが、立地状況等に配慮します。
- ④投票区見直しによる投票所の変更は環境の確保や公共施設の有効活用を考慮します。
- ⑤バリアフリー環境、十分な規模の駐車場、設備を備えた施設を投票所とします。
- ⑥体育館の投票所は室温のコントロールが難しく、有権者、投票立会人、事務従事者にとって好ましい環境とは言えないことから配慮します

5. 投票区・投票所の変更等

(1) 見直しの内容

主な見直しの内容は下記のとおりです。

別添「新投票区図」及び「投票所一覧表」もあわせて参照ください。

①旧上長山小学校及び旧西根小学校投票所を西山地区構造改善センターへ変更し統合

旧上長山小学校投票所の問題点

- ・今後の利活用方針の決定に伴い、選挙時の利用に影響があること
- ・駐車場から投票所に至るまでのバリアフリー環境が整っていないこと
- ・体育館を利用しており、室温のコントロール等に難があること。

旧西根小学校投票所の問題点

- ・水道の使用停止に伴い、利用の際に飲み水を確保できないこと
- ・電気の使用を停止しており、体育館を除く電気設備の利用ができないこと
- ・体育館を利用しており、室温のコントロール等に難があること。

西山地区構造改善センターの選択理由

- ・最寄りの公共施設であり、有権者の負担が小さいこと。
- ・今後の利活用方針による影響がなく、現在も利用していることから水道、電気等の投票環境に問題がないこと。
- ・駐車場から投票所までの間にスロープが設置されるなどバリアフリー設備が整っていること。
- ・体育館を利用せずに投票所を設けられること。

②御明神保育所投票所を地域振興センター投票所と統合

御明神保育所投票所の問題点

- ・投票所としての十分な広さを確保できていないこと。
- ・駐車場から投票所に至るまでのバリアフリー環境が整っていないこと。
- ・新型コロナウイルス感染症への対応として、施設の感染対策上、一時的とはいえを普段出入りしない事務従事者や有権者の出入りを避ける必要があること。

地域振興センターの選択理由

- ・最寄りの公共施設であり、有権者の負担が小さいこと。
- ・地域の拠点施設として、現在投票所すでに投票所として利用していることから投票環境やバリアフリー環境に問題がないこと。
- ・投票所として十分な広さを確保できていること。

③旧南畑小学校投票所を御所地区健康増進センター投票所と統合

旧南畑小学校の問題点

- ・「鶯宿温泉スポーツエリア構想」の方針決定に伴い、校舎及び体育館の利活用方針が決定し、スポーツ合宿や大会誘致開催などにより選挙時の利用に支障があること。
- ・体育館を利用しており、室温のコントロール等に難があること。

御所地区健康増進センターの選択理由

- ・地域の拠点施設として、現在投票所すでに投票所として利用していることから投票環境やバリアフリー環境に問題がないこと。
- ・今後の利活用方針による影響がないこと。
- ・体育館を利用せずに投票所を設けられること。

⑥①～③以外の投票所施設については変更せず、現状のままとします。

(2) 見直し後のポスター掲示場の状況

ポスター掲示場は、公職選挙法及び雫石町選挙ポスター掲示場の設置に関する条例により、町内 98 か所 (R3. 10. 31 衆議院議員総選挙時点) に設置しています。

今回の見直しに伴い、ポスター掲示場の設置基準数も変更となるため、町内で 22 か所減少し、76 か所 (R4. 3. 1 時点試算) となります。

(3) 見直し内容の実施時期

令和 4 年 7 月執行予定の参議院議員通常選挙からの適用を予定しています。

6. 投票区再編により期待される効果

①投票環境の確保が難しくなっている旧小学校に変わる新たな投票所の確保

- ・旧小学校を利用した投票所は5カ所から2カ所となります。
- ・利用の際に投票環境を確保することが難しい施設が投票所から除外されます。

②投票環境の向上

- ・バリアフリーに対応した施設を投票所として利用できます。
- ・投票所として十分な広さを確保した施設を利用できます。
- ・体育館を利用する投票所がなくなることから、室温のコントロールが行いやすくなり、有権者、投票立会人、事務従事者の負担軽減が図られます。

③投票立会人、投票事務従事者の削減

- ・投票所が現行の12カ所から9カ所となります。
- ・投票所の減少に伴い、投票管理者が3人、投票立会人が6人、投票事務従事者が18人、施設管理者が3人の計30人の人員が削減可能となります。

④選挙執行経費の削減

- ・人員削減により投票管理者報酬、投票立会人報酬、投票事務従事者の手当が削減されます。
- ・ポスター掲示場設置数の減少によりポスター掲示場の設置撤去費用などが削減されます。
- ・令和4年度執行予定の国・県・町の選挙の全体で約300万円の財政支出の削減が見込めます（R4.3.1時点試算）

7. アンケートの実施について

町選挙管理委員会では、令和4年3月に策定した投票区再編方針に基づき、令和4年4月に関係投票区の全有権者を対象にアンケート調査を実施したところ、各投票区からアンケートの信頼度を担保できる数以上の回答がありました。

投票区の再編について、「賛成」及び「どちらかといえば賛成」という意見が3分の2以上となったことから、投票所を再編することとしました。なお、投票所までの移動手段に対する意見を多く頂戴したことから、移動支援策を実施するほか、参議院選挙の投票率等を踏まえて今回の再編の影響を検証し、必要な投票環境の構築を検討していくこととします。

アンケート結果の詳細については別添の「投票区の再編に関するアンケート結果」をご覧ください。

8. 再編までの流れ

- ・令和元年度雫石町町民意識調査にて、再編についての意向調査（令和元年 7 月～8 月）
- ・町民意識調査結果の分析・再編方針の検討
- ・投票区再編方針の作成（令和 4 年 3 月）
- ・再編方針に対するアンケート調査の実施（令和 4 年 4 月）
- ・アンケート結果の集計・分析（令和 4 年 5 月上旬）
- ・投票区再編の最終審議・決定（令和 4 年 5 月）

アンケート結果を踏まえ、投票区を定めている雫石町選挙執行規程を改正し、投票区を 12 から 9 へ再編することを選挙管理委員会にて審議し、決定。
- ・結果とお知らせ（令和 4 年 5 月下旬から）

対象投票区に対し、班回覧にてアンケート結果を周知します。また広報やホームページへの掲載を通じ、住民へ周知します。

9. 投票区再編への対応策

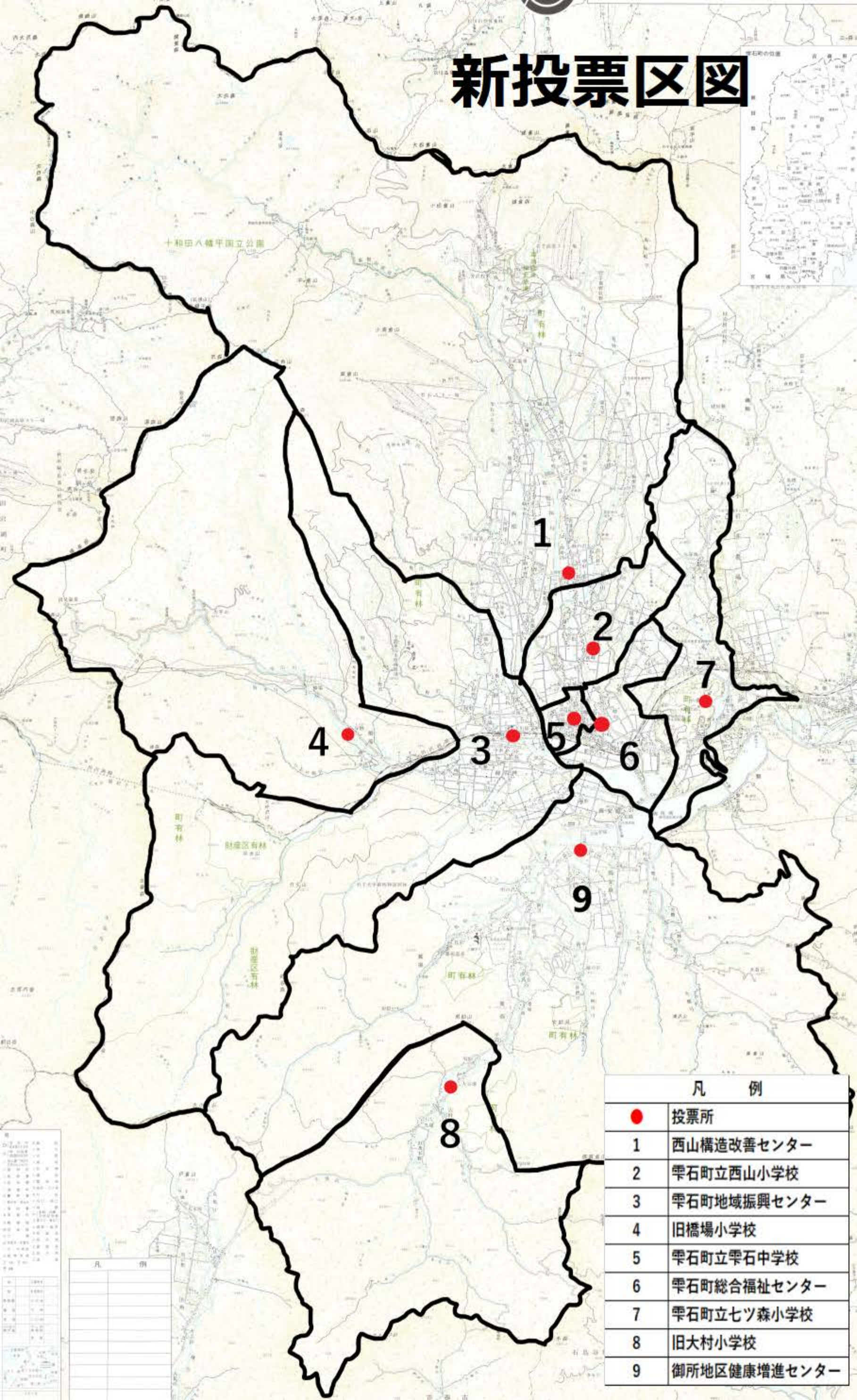
- ① [※]共通投票所を設置します。
 - ・共通投票所を 3 箇所設置します。
 - ・有権者は自身の投票区に限らず投票することが可能となります。
- ② 期日前投票所の周知を図ります。
 - ・町の期日前投票所の投票者は有権者全体の 15%程度まで上昇しています。
 - ・町広報・町ホームページ等で期日前投票所についての広報を行います。
- ③ 新たな移動支援策を実施します。
 - ・選挙当日に限らず投票できる環境を提供します。
 - ・高齢者等、交通弱者の投票に関して不安の声があることから「あねっこバス」を利用した移動支援策を実施します。

※共通投票所：町内の有権者であれば誰でも投票が可能な投票所

10. 将来の見直しを検討

今回の再編結果にかかわらず、少子高齢化などによる人口減少や就労産業の変化など、今後も町内における人口動態に注視しながら、今回の見直し後もその動向と投票行動に注意を払い、適正規模の投票区あるいは良好な投票所開設に努めていきます。

新投票区図



凡 例	
●	投票所
1	西山構造改善センター
2	雫石町立西山小学校
3	雫石町地域振興センター
4	旧橋場小学校
5	雫石町立雫石中学校
6	雫石町総合福祉センター
7	雫石町立七ツ森小学校
8	旧大村小学校
9	御所地区健康増進センター

《投票所一覧表》

再編前の投票所

投票区	R4.3.1時点 有権者数	投票所施設名
第1投票区	915	旧上長山小学校
第2投票区	1,048	雫石町立西山小学校
第3投票区	970	旧西根小学校
第4投票区	897	雫石町地域振興センター
第5投票区	250	旧橋場小学校
第6投票区	852	雫石町立御明神保育所
第7投票区	1,772	雫石町立雫石中学校
第8投票区	3,025	雫石町総合福祉センター
第9投票区	1,789	雫石町立七ツ森小学校
第10投票区	257	旧大村小学校
第11投票区	806	旧南畑小学校
第12投票区	1,267	御所地区健康増進センター

再編後の投票所

投票区	変更後の 有権者数	投票所施設名
第1投票区	1,885	西山地区構造改善センター
第2投票区	1,048	雫石町立西山小学校
第3投票区	1,749	雫石町地域振興センター
第4投票区	250	旧橋場小学校
第5投票区	1,772	雫石町立雫石中学校
第6投票区	3,025	雫石町総合福祉センター
第7投票区	1,789	雫石町立七ツ森小学校
第8投票区	257	旧大村小学校
第9投票区	2,073	御所地区健康増進センター

